

条 例

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十四号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

第一条 介護保険法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

「第五章 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 総則（第三百八十五条・第三百八十六条）

第二節 人員に関する基準（第三百八十七条）

第三節 設備に関する基準（第三百八十八条―第三百九十条）

第四節 運営に関する基準（第三百九十一条―第四百二十四条）

目次中 第五節 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備

関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第四百二十五条・第四百二

第二款 設備に関する基準（第四百二十七条―第四百二十九条）

第三款 運営に関する基準（第四百三十条―第四百三十八条）

第六節 雑則（第四百三十八条の二）

及び運営に を「第五章 削除」に改める。

十六条）

―

第二十四条を次のように改める。

（指定訪問介護の具体的取扱方針）

第二十四条 指定訪問介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二十三条に規定する基準の例によることとする。

第三十四条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬ。

第四十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第二十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十二条の三中「省令第九条」との下に「第二十四条中「第二十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十三条」とを、「省令第三十七条の二」との下に「第四十二条第二項第三号中「第二十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十三条」と、同項第六号中「第三十七条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条」とを加える。

第四十七条中「前項」との下に「第二十四条中「第二十三条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第二十三条」とを加え、「第四十二条第二項第五号」を「第四十二条第二項第三号中「第二十三条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第二十三条」と、同項第六号」に改める。

第五十八条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第五十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十三条中「省令第五十条」との下に「第五十八条第二項第二号中「第五十条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第五十条」と、同項第五号中「第五十四条」とあるのは「第五十八条」と」を加える。

第一百五条を次のように改める。

（指定通所介護の具体的取扱方針）

第二百五条 指定通所介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第九十八条に規定する基準の例によることとする。

第一百二十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第九十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百五十五条中「第一百五十五条第二号」を「第一百五十五条中「第九十八条」とあるのは「第一百五十五条の三において準用する省令第九十八条」とに、「同項第三号」を「同項第三号中「第九十八条」とあるのは「第一百五十五条の三において準用する省令第九十八条」と、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、「第三十八条第二項」との下に「、同項第六号中「第一百四条の三」とあるのは「第一百五十五条の三において準用する省令第一百四条の三」とを加える。

第一百三十五条中「前項」との下に「、第一百五十五条中「第九十八条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第九十八条」とを、「省令第一百四条」との下に「、第一百二十二条第二項第三号中「第九十八条」とあるのは「第一百九条において準用する省令第九十八条」と、同項第六号中「第一百四条の三」とあるのは「第一百九条において準用する省令第一百四条の三」とを加える。

第一百四十条第三号中「認知症」の下に「（法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。）」を加える。

第六十七條の次に次の一條を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第六十七條の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第六十八條第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「（省令第二百二十八條第四項の身体的拘束等をいう。以下同じ。）」を削り、同項第四号から第六号までの

規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第九十三条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第二百三条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第二百四条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百五条中「、第六十六条及び第六十七条」を「及び第六十六条から第六十七条の二まで」に改める。

第二百六条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二百九条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第二百二十九条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百三十五条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第

八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第二百三十七条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百三十八条中「及び第百六十六条」を「第百六十六条及び第百六十七条の二」に改める。

第二百四十八条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百五十一条中「介護保険法施行令」の下に「(平成十年政令第四百十二号)」を加える。

第二百五十六条を次のように改める。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十六条 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針に係る基準は、省令第百九十九条に規定する基準の例によることとする。

第二百五十七条第一項中「内容」の下に、「福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条中第六項を第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第二百六十二条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に

次の一項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百六十三条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第九十九条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十四条中「第八十条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第八十条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十六条中「第八十条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第八十条第二項」に改め、「サービスの利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を、「前項」との下に「、第二百五十六条中「第九十九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十九条」と」を、「省令第二百三条」との下に「、第二百六十三条第二項第三号中「第九十九条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十九条」と、同項第四号中「第二百三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百三条」と、同項第七号中「第二百五条」とあるのは「第二百六条」と」を加える。

第二百七十二条第一項中「及び第二百七十四条第一号」を削る。

第二百七十四条を次のように改める。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百七十四条 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百二十四条に規定する基準の例によることとする。

第二百七十五条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、指定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百七十六条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第二百十四条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百七十七条中「第八十八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第八十八条第二項」に改め、「サービス利用」と」の下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十七条の二第一項中「、第四百三十八条の二」を削る。

第三百一条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第三百十條の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三百十條中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、

知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三百十一条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三百十七条の二次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三百十七条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第三百十九条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三百四十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第三百六十四条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行

う体制を、常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三百六十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三百六十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三百七十条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三百七十条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第三百七十二條第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第五章を次のように改める。

第五章 削除

第三百八十五條から第四百三十八條の二まで 削除

第四百三十八條の十九第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第四百三十八條の三十四の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第四百三十八條の三十四中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第四百三十八條の三十五第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に

改め、同条に次の一項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四百三十八条の四十の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四百三十八条の四十の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第四百九十二条の四第一項中「認められる重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四百九十三条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第五十七条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百条中「省令第五十三条の十の二」と「」の下に「、第四百九十三条第二項第二号中「第五十七条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十七条」と、同項第五号中「第五十三条の十」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十」と」を加える。

第五百二十四条第一号中「第二条に規定する担当職員」を「第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員」に改める。

第五百七十七条第二項中「第二条に規定する担当職員」を「第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第五百七十九条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方

策を検討するための委員会の設置)

第五百七十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第五百八十条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百十四条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第六百十八条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第六百十九条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百二十条中「及び第五百七十九条」を「、第五百七十九条及び第五百七十九条の二」に改める。

第六百三十四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第六百四十九条の次に次の一条を加える。

（口腔衛生の管理）

第六百四十九条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第六百五十三条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第六百五十五条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百五十六条中「第四百九十二条の十一まで（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を「第四百九十二条の八まで、第四百九十二条の十から第四百九十二条の十一まで」に、「及び第五百七十八条の二」を「、第五百七十八条の二及び第五百七十九条の二」に改め、「同条中」を削る。

第六百七十二条第二項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第六百七十三条中「第四百九十二条の十一まで（第四百九十二条の九第二項を除く。）」を「第四百九十二条の八まで、第四百九十二条の十から第四百九十二条の十一まで」に、「第六百五十条まで」を「第六百四十九条まで、第六百五十条」に改める。

第六百八十五条第一項中「認められる重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第六百八十六条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第二百七十八条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六百八十九条を次のように改める。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第六百八十九条 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百七十八条に規定する基準の例によることとする。

第六百九十条第一項中「期間」の下に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(次項及び第七項において「モニタリング」という。)」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第六百九十二条中「省令第二百七十三条」との下に「、第六百八十六条第二項第二号中「第二百七十八条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十八条」と、同項第三号中「第二百七十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十三条」と、同項第六号中「第二百七十六条」とあるのは「第二百八十条」と、第六百八十九条中「第二百七十八条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十八条」とを加える。

第七百条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第二百九十一条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第七百三条を次のように改める。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第七百三条 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百九十一条に規定する基準の例によることとする。

第七百四条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

附則第二条第四号を次のように改める。

四 削除

第二条 介護保険法施行条例の一部を次のように改正する。

第七十二条を次のように改める。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第七十二条 指定訪問看護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第六十八条に規定する基準の例によることとする。

第七十八条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 省令第六十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第八十五条を次のように改める。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十五条 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

第八十六条第一項中「医師及び」の下に「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる」を、「言語聴覚士」の下に「(以下この条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)」を加え、同条第五項中「リハビリテーション会議」の下に「(第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第四百十一条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。))の担当者その他の関係者(第八節第四款において「構成員」という。))により構成される会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。をいう。第八節第四款において同じ。」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを

受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならぬ。

第八十八条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第八十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第九十五条を次のように改める。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)
第九十五条 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針に係る基準は、省令第八十条に規定する基準の例によることとする。

第九十七条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第八十九条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第一百三十七条中「第四百十条第二号並びに第四百十一条第一項及び第五項」を「第四百十一条第一項及び第六項」に改める。

第四百十条を次のように改める。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第四百十条 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、省令第一百四十四条に規定する基準の例によることとする。

第四百十一条第一項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「診療記録」を「診療録その他の診療に関する記録」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した

利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第四百四十五条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四百八十八条の七中「第五百二十四条第一号、」を削る。

第五百四条第二項中「（第五百十四条第十五号において「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。）」を削る。

第五百十一条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 省令第七十六条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百十四条を次のように改める。

（指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針）

第五百十四条 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第七十六条に規定する基準の例によることとする。

第五百二十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第八十六条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百二十四条を次のように改める。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第五百二十四条 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針に係る

基準は、省令第八十六条に規定する基準の例によることとする。

第五百二十五条中「第五百三十三条第二項において同じ。」を削る。

第五百三十条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 省令第九十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百三十三条を次のように改める。

（指定介護予防防居室療養管理指導の具体的取扱方針）

第五百三十三条 指定介護予防居室療養管理指導の具体的取扱方針に係る基準は、省令第九十五条に規定する基準の例によることとする。

第五百五十五条中「（第五百六十三条第二号において「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）」を削る。

第五百六十条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 省令第二百二十五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五百六十三条を次のように改める。

（指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第五百六十三条 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百二十五条に規定する基準の例によることとする。

第六百九十条第六項中「指定介護予防支援事業者」の下に「（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年六月一日から施行する。